

○津軽広域連合公告式条例

(平成10年 2 月10日 条例第 1 号)

(目的)

第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第16条の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第 2 条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入してその末尾に広域連合長が署名しなければならない。

2 条例の公布は、別表に定める掲示場に掲示してこれを行う。

(規則に関する準用)

第 3 条 前条の規定は、規則にこれを準用する。

(規程の公表)

第 4 条 規則を除くほか、広域連合長の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び広域連合長名を記入して広域連合長印を押さなければならない。

2 第 2 条第 2 項の規定は、前項による公表にこれを準用する。

(その他の規則及び規程の公表)

第 5 条 第 2 条の規定は、議会の会議規則、傍聴規則その他広域連合の機関の定める規則で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、第 2 条中「広域連合長」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 第 4 条の規定は、広域連合の機関の定める規程で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第 1 項中「広域連合長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関の代表者名」と、「広域連合長印」とあるのは「当該機関印又は当該機関を代表する者印」と読み替えるものとする。

(施行日の指定)

第 6 条 規則若しくは規程又は広域連合の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特例措置)

2 この条例の公布の日から平成10年 2 月25日までの間は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、広域連合長の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文及び年月日を記入してその末尾に広域連合長が署名して行うものとする。

別表（第 2 条関係）

掲示場の名称	所 在
弘前市役所掲示場	弘前市大字上白銀町 1 番地 1